平成２３年（再ロ）第８号
福岡市西区今宿青木1020番地１
再生債務者　松尾　隼人
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月28日から平成23年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（再ロ）第１８号
神戸市中央区山本通４丁目13番13―310号
再生債務者　髙橋　明美
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月29日から平成23年10月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第２８号
横浜市戸塚区秋葉町92番地４　メゾン桜101号
再生債務者　加山　　聡
１　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月７日から平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号
千葉県山武郡横芝光町宮川5447番地10
再生債務者　伊藤美智代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月14日まで
平成23年８月24日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（再ロ）第１０００６号
長崎県長崎市式見町435番地
再生債務者　釜本　壽知
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月14日まで
平成23年８月29日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第１号
山形県新庄市宮内町３番12号
再生債務者　八鍬　洋介
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月26日まで
平成23年８月26日　山形地方裁判所新庄支部
平成２３年（再ロ）第５号
兵庫県姫路市別所町小林495番地11
再生債務者　釜塚　敏孝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月26日まで
平成23年８月26日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２３年（再ロ）第１号
香川県高松市国分寺町柏原41番地県営国分寺団地25棟607号
再生債務者　中川　慎也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月26日まで
平成23年８月29日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２３年（再ロ）第１００１１号
東京都足立区島根３－３－３―111
再生債務者　立澤　　功
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１００２３号
東京都日野市新町５―24―29
再生債務者　齋藤　一樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月９日まで
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１８年（再ロ）第２４号
福島県白河市本沼北裏111番地３
再生債務者　生方　康浩
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年７月29日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月26日まで
平成23年８月26日　福島地方裁判所白河支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第６号
高知市薊野西町２丁目24番18号
再生債務者　覺　美智子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第５号
高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―306
再生債務者　岩下　裕一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第７号
高知市梅ノ辻７番22―604号　アルファステイツ梅ノ辻
再生債務者　吉永　一秀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月26日
高知地方裁判所民事部個人再生係

企業年金基金変更公告

小倉記念病院企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目２番１号
２．旧事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区貴船町１番１号
３．変更年月日　平成22年12月25日
平成 23 年９月６日
小倉記念病院企業年金基金
理事長　延吉　正清

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成23年８月24日中国四国厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。
平成 23 年９月６日
山口県熊毛郡平生町平生村356―１
西京銀行企業年金基金
清算人　河村　　稔

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成23年８月24日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　河村　　稔
２．住所　山口県熊毛郡平生町平生村356―１
平成 23 年９月６日　西京銀行企業年金基金